

<一般委託>

横須賀市立うわまち病院 土壌汚染状況調査(地歴調査)業務委託 仕様書

本業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、令和7年3月に移転が予定されている横須賀市立うわまち病院の土壌汚染状況調査(地歴調査)を実施することを目的とする。なお、本業務において表層調査、深層調査は実施しない。
2	履行期間	契約締結の日から令和6年3月31日
3	施行場所	横須賀市上町2丁目36番地
4	業務内容	土地利用履歴調査及び調査報告書の作成(詳細は別紙「特記仕様書」のとおり)
5	特記事項	別紙「特記仕様書」のとおり
6	関係法規	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」及び「土壌汚染対策法」
7	資格要件	1. 受託者は、土壌汚染対策法(以下、法という)第3条第1項に規定する指定調査機関の登録を受けている者であること 2. 本業務における聴取調査(特記仕様書5-(1)-②)及び現地調査(特記仕様書5-(1)-③)には、法第33条に規定する技術管理者が同行するものとする
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市民生局健康部市立病院課 藤岡 046-822-4346

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

横須賀市立うわまち病院
土壌汚染状況調査（地歴調査）
業務委託特記仕様書

横須賀市民生局健康部市立病院課

1. 目的

本業務は、令和7年3月に移転が予定されている横須賀市立うわまち病院の土壤汚染状況調査（地歴調査）を実施することを目的とする。

2. 施行場所

横須賀市立うわまち病院
神奈川県横須賀市上町2丁目36番地

3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4. 準拠法令

次の法令及びガイドライン等に基づいて本業務を実施する。

- (1) 土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）（以下「法」という）
- (2) 土壤汚染対策法施行令（平成14年11月13日政令第336号）
- (3) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）（以下「規則」という）
- (4) 土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（環水大土発第1903015号平成31年3月1日、環水大土発第2202212号令和4年3月24日）
- (5) 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版令和4年8月環境省水・大気環境局水環境課土壤環境室）（以下「ガイドライン」という）
- (6) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日条例 第35号）（以下「条例」という）
- (7) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年12月26日規則 第113号）

5. 業務内容

調査対象地について特定有害物質に係る使用等の履歴を確認し、土壤汚染のおそれの由来について把握する（地歴調査）。

地歴調査で把握した履歴をもとに、試料採取等対象物質及び区画を選定し、調査対象地を土壤汚染のおそれの区分ごとに分類したうえで、試料採取等調査の地点を示した図を作成する。

土壤汚染状況調査（地歴調査）の手順を以下に示す。

<土壤汚染状況調査（地歴調査）の手順>

（1） 調査対象地の土壤汚染のおそれの把握（情報の入手・把握）

①資料調査

ガイドライン 2.3.1 に示される手順に沿って、調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報（私的資料、公的届出資料、一般公表資料）を入手・把握する（規則第3条第1項）。

なお、情報の入手・把握は以下の事項は必ず確認するものとし、可能な限り過去に遡って収集すること。

※ 公的届出資料は、「特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下への浸透等の履歴を確認する際に参考になり得ると考えられる行政手続の例について（事務連絡平成22年3月30日環境省水・大気環境局土壤環境課）」に掲げる行政手続きの例に習い、特に水質汚濁防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、ダイオキシン類対策特別措置法、下水道法、クリーニング業法、消防法、毒物及び劇物取締法、労働安全衛生法、電気事業法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律については、該当の有無も含めて確認すること。

※ 調査対象地の範囲を確定するための情報

※ 土地の用途及び地表高さの変更、地質に関する情報

※ 特定有害物質による汚染のおそれに関する情報

※ 公有水面埋め立て地に関する情報

②聴取調査

調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するため、土地所有者・調査対象地の管理者などを対象に聴取調査を行うこと。

聴取調査の対象者の選定は監督員と協議し、決定するものとする。

③現地調査

資料調査・聴取調査結果と現況との整合を確認するとともに、資料調査等で把握できなかった土壌の特定有害物質による汚染のおそれに関する情報を入手すること。

(2) 試料採取等対象物質の種類の特定

資料調査・聴取調査・現地調査結果より、特定有害物質の試料採取等対象物質の種類の特定を行う（規則第3条第2項）。

(3) 土壌汚染のおそれの区分の分類

調査対象地を試料採取等対象物質ごとに次に掲げる土地の区分に分類すること（規則第3条の2）。

- ・ 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地
- ・ 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
- ・ 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地（上記以外の土地）

(4) 試料採取等を行う区画の選定

土壌汚染状況調査の対象地に起点を設定し、適切に回転角度を定めた上で当該対象地を区画するとともに、統合する区画を設定する。（規則第4条）。

(5) 試料採取等調査地点図の作成

土壌汚染のおそれの区分に従い、設定した区画に対する試料採取等調査の地点を示した図を特定有害物質の種類ごとに作成するものとする。

6. 土壤汚染状況調査（地歴調査）結果報告書

(1) 土壤汚染状況調査（地歴調査）結果報告書

成果品は紙媒体で作成する。なお、製本は簡易製本とし、提出部数は2部とする。また、報告書が記録された電子媒体（CD 又は DVD）についても1枚提出すること。ファイル形式については、監督員の指示を受けること。

(2) その他

その他監督員が指示するもの。

7. その他

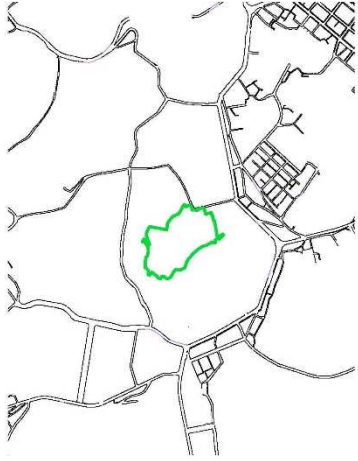
この仕様書に明記されていない事項があるときは、別途協議するものとする。



地番：香須賀市上町2丁目
36-1,36-14,36-15,74-11
面積：39263.22㎡

上町病院平面図

記号	
縮尺	1 : 1000 制定年度



10mメッシュ
30mメッシュ